

本文	備考
<p style="text-align: center;"><b>電源 ピーク調整力契約書 【標準契約書】</b></p> <p>株式会社(以下「甲」という。)と九州電力株式会社(以下「乙」という。)とは、平成28年10月24日に乙が公表した平成28年度電源 ピーク調整力募集要綱(以下「募集要綱」という。)に承諾の上、甲が落札したピーク調整力の提供について、次のとおり契約する。なお、乙の指令に応じて発電した調整力電力量に関する内容については、甲乙間で別途締結する「電源 ・ 調整力契約書」によるものとする。</p>	
<p><b>(ピーク調整力)</b></p> <p>第1条 甲は、乙が乙の供給区域における周波数制御や需給バランス調整等を実施するために、第3条の設備要件を満たす別紙1(契約電源一覧表)の電源等(以下「契約電源」という。)を用いて、ピーク調整力を乙に提供するものとする。</p> <p>2 この契約において、ピーク調整力の提供とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 第2条に規定する受電地点において、同条に規定する契約電力を、常時、契約電源により甲が乙の指令に従い発電可能な状態で維持(以下「待機」という。)すること。</p> <p>(2) 甲が乙の指令に従い契約電源をピーク調整力契約電力の範囲内で次のとおり運転をすること。</p> <p>ア 起動および停止  契約電源の起動(起動後、乙の電力系統に並列するまでをいう。)または停止を行うこと。</p> <p>イ 出力の増減  契約電源の出力を周波数調整等機能を使用し、増減させること</p>	
<p><b>(定格出力、契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数)</b></p> <p>第2条 契約電源の定格出力、契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数は別紙1のとおりとする。</p>	
<p><b>(設備要件)</b></p> <p>第3条 甲は、契約電源について、募集要綱に記載の設備要件を満たすものとする。</p>	
<p><b>(運用要件)</b></p> <p>第4条 甲は、契約電源について次の各号の運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。</p> <p>(1) 乙の指令から第5条であらかじめ定める点検等の期間(以下「停止期</p>	

本文	備考
<p>間」という。)を除き5分以内に契約電力の出力増減が可能であること。</p> <p>(2) 甲は停止期間を除き、乙の指令に従った運転および待機が可能であること。</p> <p>(3) 運転中の発電機については1日の中で最初の乙による指令時刻、停止中の発電機については1日の中で最初の乙の指令による並列時刻から、原則として、9時間にわたり乙の指令に応じた運転継続が可能であること。</p> <p>(4) 甲は、発電設備や周波数調整機能等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。</p> <p>(5) 甲は、発電設備や周波数調整機能等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。</p> <p>(6) 甲は(2)の要件を満たすため、乙の事前の承諾を得た場合を除き、ピーク調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。</p>	
<p><b>(停止計画)</b></p> <p>第5条 甲は乙が定める期日までに契約期間における契約電源の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画の調整に応じるものとする。</p> <p>2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 停止期間は、原則として夏期(7~9月)及び冬期(12~2月)を除く時期に設定すること。ただし、事前の協議により乙が夏期及び冬期に設定することを認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 停止期間は、法令上の規制期間を遵守した上で、期間短縮に努めること。</p> <p>(3) 甲は、乙が停止期間の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じること。</p>	
<p><b>(料金の算定)</b></p> <p>第6条 料金は別紙2に定める月間料金に第17条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。</p> <p>2 甲が乙へのピーク調整力提供の目的以外に契約電源の契約電力を活用した(以下、「目的外利用」とする)場合、第3項に基づき目的外利用割戻料金を算定し、当該月の月間料金から差し引くこととする。ただし、ピーク調整力を供出可能な代替電源を当社に提示し、当社が差替えを認める場合は割戻の対象外とする。</p>	

本文	備考
<p>3 目的外利用割戻料金は以下の式にて算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <math display="block">\text{目的外利用割戻料金} = \frac{\text{年間料金}}{365 \text{日}} \times \text{目的外利用日数} \times 1.5</math> </div>	
<p><b>( 停電割戻料金 )</b></p> <p>第7条 乙の指令の有無に係らず、乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により、甲がピーク調整力の全部または一部を乙に提供できない場合は停電状態(以下「停電」という。)とし、その停電期間(計画停止当日を含む)のうち、最初の2時間を限度に停電割戻料金を第2項のとおり算定する。ただし、停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合は、停電の対象としないことができるものとする。</p> <p>2 停電割戻料金については以下の式にて算定するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <math display="block">\text{停電割戻料金} = \frac{\text{年間料金}}{8,760 - 24 \times 57} \times \text{停電割戻対象時間} \times 1.5</math> </div> <p>3 第2項にて算定した停電割戻料金を当該月の月間料金から割引くものとする。</p>	
<p><b>( 超過停止割戻料金 )</b></p> <p>第8条 乙の指令の有無に係らず、乙の責とならない甲の電力設備の事故や点検等の事由により、停電を生じた日数(原則として第7条による停電割戻料金を適用した日をのぞく、以下「停止日数」という。)の契約期間を通じた累計が57日を超過した場合は、超過した日数(以下「超過日数」という。)について超過停止割戻料金を第2項のとおり算定する。なお、1日において24時間に満たない停電が発生した場合においても停止日数1日として算定するものとする。ただし、甲が代替電源を用いてピーク調整力を提供し、乙が停電の対象としないと認めた場合、または停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合において、甲と乙との協議にて合意した期間については、停電の対象としないことができるものとする。</p>	

本文	備考
<p>2 超過停止割戻料金については以下の式にて算定するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <math display="block">\text{超過停止割戻料金} = \frac{\text{年間料金}}{365 - 57} \times \text{超過日数}</math> </div> <p>3 第2項にて算定した超過停止割戻料金を年度末の3月分の月間料金から割引くものとする。</p> <p>4 年度末の3月分の月間料金を超過停止割戻料金が上回る場合は、その差額については乙より甲へ請求を行なうものとする。</p>	
<p><b>(料金等の支払い)</b></p> <p>第9条 第6条、第7条および第8条により算定した料金については、原則として、翌月15日までに相手方に請求し、相手方は同月22日までに支払うものとする。ただし、請求書の受領が翌月16日以降であった場合は、請求書受領後10日以内に相手方に支払うものとする。</p> <p>2 前項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降支払い済みに至るまでの間の延滞日数に応じ年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする)の延滞利息を相手方は支払うものとする。</p>	
<p><b>(ピーク調整力の提供期間および契約の有効期間)</b></p> <p>第10条 本契約にもとづく甲から乙へのピーク調整力の提供期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。</p> <p>2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。</p>	
<p><b>(合意による解約)</b></p> <p>第11条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。</p>	
<p><b>(契約の解除)</b></p> <p>第12条 甲または乙が、本契約に定める規定を遵守することを著しく怠った場合、甲または乙はその相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告する。</p> <p>2 前項の催告を行なった後、7日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、本契約を解除することができるものとする。</p>	

本文	備考
<p>3 前2項に関わらず、甲又は乙が次の各号のいずれか一つに違反した場合は、何らの通知、催告を要せず本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他倒産関連法規に基づく手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てを行ったとき</p> <p>(2) 解散の決議を行ったとき</p> <p>(3) 監督官庁より営業許可取消し、停止等の処分を受けたとき</p> <p>(4) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき</p> <p>(5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>(6) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</p> <p>(7) その他、前各号に準じる事由が生じたとき</p> <p>4 甲と乙が締結する電源 ・ 調整力契約書が解約または解除された場合、本契約も当然に解約又は解除されるものとする。</p>	
<p><b>(解約または解除に伴う賠償)</b></p> <p>第13条 本契約の解除において、契約を解除された一方当事者は、解除当事者において発生した損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 第11条に基づく解約の際に当事者に発生する損害の賠償については協議で定める。</p>	
<p><b>(契約の承継)</b></p> <p>第14条 甲または乙が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。</p>	
<p><b>(反社会的勢力への対応)</b></p> <p>第15条 甲または乙は、その役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者(以下「その役員等」という)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)であってはならない。</p> <p>2 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、第12条1項2項の規定に関わらず、催告することなく契約を解除することができるものとする。</p>	

本文	備考
<p>( 1 ) 反社会的勢力であると認められる場合</p> <p>( 2 ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる場合</p> <p>( 3 ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>( 4 ) 相手方の請負人もしくはその役員等（下請負が数次にわたる場合は、そのすべての下請負人もしくはその役員等を含む。以下同じ。）または本契約履行のために相手方もしくはその下請負人が使用するものが、反社会的勢力である場合または反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合で、相手方が、当該下請負人との関係を速やかに遮断しまたは当該相手方またはその下請負人が使用する者を本契約履行から速やかに排除するなど、適切な対応をとらないとき</p> <p>( 5 ) その役員等が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>3 甲または乙は、自らの下請負人もしくはその役員等または本契約履行のため甲または乙自らもしくは自らの下請負人が使用するものが、前項各号に該当することが判明した場合、相手方に速やかに報告するものとする。</p> <p>4 甲または乙が本条第 2 項により契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを一切賠償する責を負わない。</p>	
<p><b>( 損害賠償 )</b></p> <p>第 1 6 条 甲または乙が、本契約に伴い、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。</p> <p>2 前項の規定により第三者に損害を与えた当事者は、その賠償に対して無関係の当事者について一切の関与をさせないものとする。</p>	
<p><b>( 消費税等相当額 )</b></p> <p>第 1 7 条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。</p>	

本文	備考
<p><b>(単位および端数処理)</b></p> <p>第18条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。</p>	
<p><b>(運用細目)</b></p> <p>第19条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。</p>	
<p><b>(合意管轄および準拠法)</b></p> <p>第20条 本契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。</p> <p>2 本契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。</p>	
<p><b>(秘密保持義務)</b></p> <p>第21条 甲および乙は、本契約の内容及び本契約の履行に当たって知りえた当事者の機密情報(各当事者が「機密」であることを口頭または書面で示した情報をいう)について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、予め相手方の承諾を得た場合または電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合は、この限りではない。</p>	
<p><b>(協議事項)</b></p> <p>第22条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して締結する申合書、第19条に定める運用細目等(以下、「本契約等」という。)によるものとする。</p> <p>2 本契約等により難しい特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。</p>	

本文	備考
<p>以上、契約締結の証として、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ 1 通を保有する。</p> <p>平成 年 月 日  (住所) 県 市 町 番  甲 株式会社 取締役社長</p> <p>(住所) 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号  乙 九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明</p>	



別紙 1 . 契約電源一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	定格出力 (kW)	契約電力 (kW)	電圧 (kV)	力率 (%)	電気方式	周波数 (Hz)	受電地点	備 考
発電株式会社	××発電所	県 市××	1号機			275	90	交流三相3線式	60		
			2号機			275	90	交流三相3線式	60		
			3号機			275	90	交流三相3線式	60		
			4号機			275	90	交流三相3線式	60		
	発電所	県 市	1号機			500	90	交流三相3線式	60		
			2号機			500	90	交流三相3線式	60		
			3号機			500	90	交流三相3線式	60		
	発電所	県 村大字	1号機			500	90	交流三相3線式	60		
			2号機			500	90	交流三相3線式	60		

別紙 2 . 月間料金一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	契約電力 (kW)	年間料金 (円)	月間料金 (4月～2月) (円)	月間料金 (3月) (円)	その他
発電株式会社	××発電所	県 市××	1号機					
			2号機					
			3号機					
			4号機					
	発電所	県 市	1号機					
			2号機					
			3号機					
	発電所	県 村大字	1号機					
			2号機					